

石垣市青年等就農計画認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく青年等就農計画（以下「就農計画」という。）の認定に関して、国の農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号）、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）及び必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 就農計画の認定を受けようとする青年等をいう。
- (2) 農業経営の開始 次の各事項に該当する時期を踏まえて総合的に判断するものとする。
 - ア 申請者が農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得した場合
 - イ 申請者が農業経営の開始に必要な施設、機械又は資材を購入し、設置し、又は貸借した場合
 - ウ 申請者が農作業を開始した場合
- (3) 青年等 次のいずれかに該当する者をいい、農業経営の開始時の年齢で判断するものとする。ただし、法人にあっては、登記日における役員の年齢で判断するものとする。
 - ア 18歳以上45歳未満の青年
 - イ アに掲げる者であって、当該法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人（ただし、法人格を有しない集落営農を除く。）
- (4) 親族 三親等以内の血族又は姻族（曾祖父母、祖父母、伯叔父母、父母、配偶者、兄弟、甥姪、子、孫、曾孫）をいう。
- (5) 同一の世帯 住居及び生計を同じくする親族の集団をいう。
- (6) 認定新規就農者 就農計画を作成し、市長から認定を受けた者をいう。
- (7) 関係機関 次に掲げる者をいう。
 - ア 沖縄県農林水産部農政経済課
 - イ 沖縄県農林水産部営農支援課
 - ウ 沖縄県八重山農林水産振興センター農業改良普及課
 - エ 沖縄県農業協同組合
 - オ 石垣市農業委員会

- カ 石垣市農林水産部畜産課
- キ 石垣市農林水産部農政経済課
- ク 沖縄振興開発金融公庫八重山支店
- ケ 農地中間管理機構
- コ その他必要と認める団体等

(8) 休止 認定の有効期間内に経営再開の見込みがあるものをいう。

(9) 中止 認定の有効期間内に経営再開の見込みがないものをいう。

(認定要件)

第3条 市長は、次の要件を満たす青年等に対し、就農計画の認定を行うものとする。

(1) 次に掲げる者のうちいずれかに該当していること。

- ア 新たに農業経営を開始しようとする者
- イ 親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する者
- ウ 親族の農業経営の全部又は一部を継承して農業経営を開始する者
- エ 農業法人の従業員として現に農業に従事している者

(2) 就農計画の内容が基本構想の基準を満たしていること。

(3) 第1号イ又はウに該当する者の場合、親族の経営との区分を明確にするため、自らの農業経営の経営収支に関する帳簿の記載及び預貯金口座の開設を行うこと。

(4) 農業経営を開始して5年以内であること。

2 夫婦等の共同申請の場合、次に掲げる事項の全てを確認できるものとする。

(1) 申請書が、全て同一の世帯に属する者、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む。）であること。

(2) 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生じる収益が申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について申請者の全ての同意により決定することが明確化されていること。

(3) 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

(認定基準)

第4条 市長は、次の要件を満たす就農計画について認定するものとする。

(1) 就農計画が基本構想に照らして適切なものであること。

(2) 就農計画が次に掲げる観点から見て達成される見込みが確実であること。

- ア 過去の研修・教育経験等を踏まえた生産方式に係る農業技術の習得度
- イ 生産方式等掲げられた各事項間の整合性
- ウ 農地及び農業労働力の確保の実現性
- エ 作目の沖縄県内での生産実績
- オ 農業簿記の状況及び見込み
- カ その他経営及び計画の合理性

(3) 第2条第3号イに掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が就農計画の有効

期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

- 2 就農計画における部門別規模が、基本構想で設定した規模を下回る場合でも、申請者が意欲を持って就農計画に記載された農業経営の基礎の確立に向けた取組を継続し、所得目標に到達することが見込まれる場合には、当該計画を適切であると判断することができる。
- 3 前項によるものの場合、近隣の同種の農業経営の実態や申請者の研修経験等も踏まえ、技術が習得されているか、流通・販売の方法が確立されているか、合理的な作目が選択されているか、有機農産物の適正表示がなされているかなどの観点から判断するものとする。
- 4 就農計画の申請時において、申請者の経営状況が前条第2号を上回っている場合、申請された就農計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して農業経営の確立を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとする。

(就農計画の認定申請等)

第5条 申請者は、青年等就農計画認定申請書(様式第1-1号)及び青年等就農計画(様式第1-3号)に次の各号の書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 収支計画(別添1)
 - (2) 履歴書(別添2)
 - (3) 作付け計画書(別添3)
 - (4) 個人情報に関する同意書(別添4)
 - (5) 就農(予定)地の地図
 - (6) 夫婦等で共同申請する場合は、家族経営協定書の写し
 - (7) 法人の場合は、法人登記簿の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に定める申請があった場合には、その内容について審査する。なお、審査にあたっては石垣市青年等就農計画認定会議設置要領(平成27年7月14日施行)によるものとし、構成委員による面接等により行うものとする。
 - 3 市長は、前項により審査を行ったときは、速やかに申請者に対して就農計画の認定又は却下について審査結果通知書(様式第2号)により通知を行うものとする。なお、新規認定の場合は、青年等就農計画認定書(様式第3-1号)を、変更認定の場合は青年等就農計画変更認定書(様式第3-2号)を併せて交付するものとする。
 - 4 市長は、前項に併せて審査結果及び就農計画を関係機関へ通知するものとする。

(就農計画の変更)

第6条 認定新規就農者が、前条第3項により認定された就農計画について、次の各号の事項に該当する変更を行う場合は、青年等就農計画変更申請書(様式第1-2号)に必要な書類を添付して申請し、前条第2項により市長から認定を受けなければならない。

- (1) 営農部門

- (2) 就農地
- (3) 所得目標又は労働時間（2割以上の増減を伴うもの）
- (4) 資金調達計画
- (5) その他、就農計画の達成に支障となる事項
（認定の有効期間）

第7条 市長が認定した就農計画の有効期間は、認定した日から起算して5年とする。ただし、既に農業経営を開始した者にあつては、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日までとする。

- 2 認定新規就農者が就農計画の有効期間内に経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、経営改善計画の認定の日をもって、当該就農計画の効力を失ったものとする。

（報告）

第8条 認定新規就農者のうち認定後に農業経営を開始する者の場合、農業経営開始後直ちに農業経営開始届出書（様式第4号）を市長に報告しなければならない。

- 2 認定新規就農者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてもその計画の達成に向けた取組を着実に進めるため、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を毎年7月末までに市長に報告するものとする。その際、通帳及び帳簿等の写し等認定新規就農者の経営管理の状況が分かるものについても提出するものとする。

（支援体制等）

第9条 関係機関は、申請者及び認定新規就農者に対して次の各号に該当する事項について必要な指導・助言等を行うものとする。

- (1) 申請者の就農計画作成に関わること。
- (2) 認定新規就農者の就農計画の達成に関わること。
- (3) 認定新規就農者の農地集積の促進に関わること。
- (4) 認定農業者制度への移行に関わること。

- 2 市長は、前項に関わる支援体制の構築のために、認定新規就農者に関わる情報を関係機関へ提供するものとする。

（是正指導）

第10条 市長は、認定新規就農者が次の各号の事項に該当する場合は、当該対象者に対し是正依頼通知書（様式第5号）を通知し、聴聞を行うものとする。

- (1) 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
- (2) 認定新規就農者が、就農計画に従って必要な措置を講じていないと認められるとき。

- 2 前項によるもののうち、病気、災害等のやむを得ない理由により農業経営を休止する場合は、必ずしも前項によらないものとする。

（農業経営の中止）

第 11 条 認定新規就農者は、病気、災害等やむを得ない理由等により農業経営を中止する場合は、青年等就農計画認定辞退書（様式第 6 号）を提出するものとする。

（認定の取り消し等）

第 12 条 市長は、認定新規就農者が次の各号の事項に該当する場合は、当該対象者に対し青年等就農計画取消通知書（様式第 7 号）を通知し、就農計画の認定を取り消すものとする。

- (1) 農業経営を中止したとき。
- (2) 第 10 条第 1 項による状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれないとき。
- (3) 聴聞に正当の理由なく出頭しなかったとき。
- (4) 聴聞の結果、認定の取消しが相当と判断したとき。

2 市長は、前項に併せて取消通知及び当該就農計画を関係機関へ通知するものとする。

（その他）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、就農計画の認定に関し必要な事項は別に定めることができるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 27 年 7 月 14 日から施行する。

（経過措置）

2 沖縄県就農計画認定委員会認定要領（平成 7 年 12 月 1 日施行）において認定を受けた就農計画については、当該認定の有効期間内は認定されているものとみなす。